

番号：160813

国名：シエラレオネ国

担当：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：サポータティブスーパービジョン・システム強化プロジェクト中間レビュー調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月21日から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.67M/M、合計1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月18日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	シエラレオネ国/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

シエラレオネでは、1991年から続いた内戦が2002年に終結したものの、長引く内戦により国家の経済、社会、保健システムは大きな影響を受けた。同国の乳幼児死亡率185（出生1000対）及び妊産婦死亡率860（出産10万対）は、サブサハラ・アフリカ諸国の平均と比較しても突出して高い。2010年、大統領の強いリーダーシップにより、妊娠中、授乳中の母親及び5歳未満児への保健医療サービスを無料提供する「フリーヘルスケア・イニシアティブ」が導入され、加えて多くの援助機関が母子保健分野への支援を行っていることから、母子保健を含む一次保健医療サービスへのアクセス状況は大きく改善された。しかしながら、急速な利用者数の伸びに保健医療機関が対応しきれず、提供する母子保健サービスの質には課題が多い。適切なサービスを提供するためには、中央（保健衛生省）から県保健管理チームおよび県保健管理チームから各保健医療機関に対する、支援的要素を含めたサポータティブスーパービジョン（支援的監督指導）が行われ、そこで明らかになった課題が解決されていく必要性が強調されてきた。また近年、シエラレオネ政府および関連ドナー間で、スーパービジョンを母子保健やマラリアなど縦割りプログラム毎に行うのではなく、横断的に実施し、末端保健医療機関の負担を減らすため、「統合的サポータティブ・スーパービジョン（ISSV）」システムの確立と定着の重要性が提唱されてきた。

JICAはカンビア県において、技術協力プロジェクトおよび個別専門家の派遣を通じ、ISSV実施に必要なツールの試行的な開発を支援してきた経緯があることから、2012年、ISSVを通じて全国の劣悪な母子保健指標を改善することを目的としたプロジェクト実施の要請がシエラレオネ政府より我が国にあった。これを受け、2013年4月から2017年3月までの4年間の予定で「サポータティブスーパービジョン・システム強化プロジェクト」を開始し、専門家の派遣を開始した。

しかしながら、2014年5月にシエラレオネ国内において最初に感染が確認されたエボラウイルス病の急激な感染拡大により、7月31日に大統領によって非常事態宣言が発出され、当初8月に予定されていた本プロジェクトの2年次の活動開始は延期となった。

その後は、エボラウイルス病の終息へ向けた流れに合わせ、段階的にプロジェクト活動を再開してきた。2015年6月から10月にかけては、第2年次期間として、保健衛生省の協力のもと、邦人専門家は遠隔にてISSVを支援することとした。ISSVにおいては、全13県の県保健管理チームが管理・サポートする母子保健サービスの現状、特に人材、医薬品を含む物資などリソースの過不足や管理状況、また実態を的確に把握するための保健情報の収集・報告状況とその活用状況等に係る課題を把握することを主な目的とした。この期間は、邦人専門家が現地に入れない状況下、日本から保健衛生省幹部とコミュニケーションを取り、課題の確認と解決の方法を探るプロセスを通じて、保健衛生省スタッフの能力強化を図った。

その後2015年11月7日のエボラ終息宣言を受けて邦人専門家の現地入りが可能となり、同年12月より第3年次期間として現地での活動を再開した。現在に至るまでエボラ復興計画の中でISSVサイクルの実施・質の向上に向けた活動を行っている。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト中間地点において、プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残りの期間の課題及び今後の方向性について確認し、評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間（2016年11月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成

する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他シエラレオネ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、内容の確認を得る。確認を得た質問は、シエラレオネ側関係者に事前配布を行う。

（２）現地派遣期間（2016年11月29日～12月18日）

- ①JICAシエラレオネフィールドオフィス（以下、シエラレオネF0）等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ③シエラレオネ国側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びシエラレオネ国側C/P等とともに評価５項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びシエラレオネ国側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案の取りまとめに協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版（和文・英文）を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAシエラレオネF0等への報告に参加する。

（３）帰国後整理期間（2016年12月中旬～下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１） 中間レビュー報告書（和文・英文）
- （２） 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- （３） 中間レビュー要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。なお、標準航路は「成田⇒ロンドン⇒アクラ⇒フリータウン⇒アクラ⇒ロンドン⇒成田」とします。
- （２）戦争特約保険料
なし
- （３）一般管理費等の上限加算
シエラレオネに関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費率の基準（上限）を10%加算します。

10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2016年11月29日～2016年12月18日を予定していますが、出発が前後する可能性があります。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 団長/総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 技術参与

③便宜供与内容

JICAシエラレオネF0 (またはプロジェクトチーム) による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に関し必要な移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (TEL:03-5226-8371) にて配布します。
 - ・プロジェクト進捗状況に関する資料

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② シエラレオネ国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、JICAシエラレオネF0の指示に従い、十分な安全対策措置を講じてください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上